

行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十八号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行期日は、平成二十九年五月三十日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 金田 勝年

文部科学大臣 松野 博一

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十九号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条・第六条）

附則

第一章 関係政令の整備

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第一条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第三条」を「第六条」に、「第四章まで」を「第四章の二まで」に改め、同条第二項中「第四章まで」を「第四章の二まで」に改め、同条を第二十六条とする。
第二十条中「第十一条」を「第十四条」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第一項及び第二項の政令で定める事項）

第二十四条 法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十三条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十四条の五第一項の提案の年月日
- 二 法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十四条の五第一項の提案の年月日
- 二 法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 三 法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料）

第二十五条 法第四十四条の十三第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第一項に規定する第三者一人につき二百十円（当該機会を与える場合に限る。）
- 二 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 三 行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第四十四条の十三第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第四十四条の九の規定により当該行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第四十四条の十三第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第四十四条の九（法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により

当該行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円